

運 行 管 理 規 程

平成 20年	11月	10日	制 定
平成 21年	1月	1日	改定実施
平成 27年	6月	1日	改定実施
令和 6年	1月	1日	改定実施
令和 6年	4月	1日	改定実施

住 所
事 業 者 名
代 表 者

岩手県久慈市中央二丁目13番地
株式会社 三河交通観光
代表取締役 三河博之



第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、運行管理に関する基本的な事項を定め、もって事業用自動車(以下「バス」という)の安全運行の運行の安全確保に関する業務の基準並びに運行管理者(以下「管理者」という)の職務及び権限について定め、事故防止の徹底を図り、公共的事業の使命達成を図ることを目的とする。

(運行管理の組織)

第2条 運行管理の組織は、運行管理の組織図(別添1)を作成し、次のとおりとする。

- (1) 複数の管理者を選任する営業所にあつては、統括運行管理者(以下「統括管理者」という)が運行管理業務を統括する。

- (2) 管理者は、統括管理者を補佐し運行管理業務全般について処理する。
- (3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にし、統括管理者の指示に従いその業務を遂行する。
- (4) 運行管理補助者（以下「補助者」という）は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行う。
- (5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を確立する。
- (6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、運行の安全確保に努めなければならない。

（運行管理者の選任等）

第3条 管理者の選任は、次条の基準に適合する者のうちから担当役員が辞令または口頭をもって任命するとともに、選任した管理者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全従業員に周知徹底するものとする。

- 2 同一営業所に複数の管理者を置く場合は、それぞれの職務分担を明確にしておくものとする。
- 3 管理者（統括管理者を含む）を選任または解任した場合は、遅滞なく（1週間程度）営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。
- 4 管理者は、運行管理者資格証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者から選任するものとする。
- 5 補助者を選任する場合は、旅客自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第18条第3項に定める（資格者証の交付を受けている者または国土交通大臣が認定する講習を終了した者のうちから補助者を選任することができる）者のうちから担当役員が辞令または口頭をもって任命するとともに、選任した補助者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全従業員に周知徹底するものとする。

（管理者および補助者の勤務時間等）

第4条 管理者等の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、事業用自動車の運行中は、管理者等のうち1人が必ず営業所に勤務していなければならないものとする。

- 2 同一営業所に複数の管理者等を置く場合は、職務分担および勤務時間を明確にしておくものとする。

（管理者と補助者との関係）

第5条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲および執行方法を明確に指示するものとする。

- 2 管理者は、補助者の行った運行管理業務内容を把握するとともに、その処理した事項について責任を負うものとする。
- 3 補助者は、運行管理業務に関し処理した事項を速やかに管理者に報告しなければならない。
ただし、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示するものとする。
 - ① 運転者が酒気を帯びている
 - ② 疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全運転をすることができない
 - ③ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - ④ 定員過剰運行
 - ⑤ 最高速度違反行為
- 4 管理者は、補助者に対する指導および監督を行うものとする。

第 2 章 権 限 お よ び 職 務

(権 限)

第6条 統括運行管理者は、この規程に定める運行管理を統括するものとする。

2 管理者は、この規程に定める職務を遂行するために必要な指揮命令権を有するものとする。

3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。

担当役員は、管理者から助言があったときはこれを尊重しなければならない。

(職 務)

第7条 管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第48条に規定する以下の職務及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

一 車掌を乗務させなければならない車両に車掌を乗務させること

二 異常気象等により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがある場合に、乗務員に対して必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること

三 国土交通省の告示により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させること

四 乗務員のための休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに営業所以外で勤務を終了する場合に必要な睡眠施設を管理すること

五 酒気帯びの乗務員を車両の運行の業務に従事させないこと

六 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれのある乗務員を車両の運行の業務に従事させないこと

七 長距離運転又は夜間の運転において、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、予め交替運転者を配置すること

八 乗務員が車両の運行中に疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全に運行の業務を継続し、又はその補助を継続できないおそれがあるとき、当該乗務員に対して必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること

九 車両の運転者に対し、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること

十 車両の運転者に対し、業務の記録をさせ、及びその記録を保存すること

十一 運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること

十二 運行記録計による記録ができない車両を運行の用に供さないこと

十三 事故記録に必要な事項を記録し、及びその記録を保存すること

十四 運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、当該経路の状態に適すると認められる車両を使用すること

十五 運行指示書を作成し、かつ、これにより車両の運転者に対し適切な指示を行い、運転者に携行させ、及びその保存をすること

十六 常時選任の運転者以外の者を車両の運行の業務に従事させないこと

十七 乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと

十八 車両の乗務員に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、指導、監督及び特別な指導を行い、その記録を保存すること

十九 車両の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定め、認定した者が行う適性診断を受診させること。

二十 車両が踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、車両に赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えること

二十一 補助者に対する指導及び監督を行うこと

二十二 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令(昭和31年政令第256号)

(以下「運転者の要件に関する政令」という)の要件を備えない者に車両を運転させないこと

二十三 自動車事故報告規則第5条に定められた事故防止対策に基づき、車両の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと

(管理者の指導監督)

第8条 代表者は、管理者に対し、前条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

(運転者の確保)

第9条 管理者は、業務の形態、運行の実態等を勘案し、安全運行を確保するために必要な乗務員の確保について、担当役員に実情を報告し、その処置を求めるものとする。

(選任運転者以外の運転禁止)

第10条 管理者は、旅客の輸送を目的としない場合を除き、運転者として選任されたもの以外の者及び旅客自動車運送事業自動車の運転の要件に関する政令(昭和31年政令第256号)の要件を備えない者にバスを運転させてはならない。

(乗務員等台帳)

第11条 管理者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転者等台帳を作成し、これを当該運転者の所属する営業所に備えておかなければならない。

- (1) 作成番号および作成年月日
- (2) 事業者の氏名または名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日および住所
- (4) 雇入れ年月日および運転者に選任された年月日
- (5) 運転免許証の番号および有効期限
- (6) 運転免許の年月日および種類ならびに条件が付されている場合は当該条件
- (7) 事故を引き起こした場合(第一当事者の場合)または道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合等は、違反の種別、年月日および場所等、その概要
- (8) 道路交通法第108条の34のきたいによる通知を受けた場合は、その概要
- (9) 運転者の健康状態
- (10) 安全規則第10条第2項の規定に基づく指導の実施および適性診断の受診状況
- (11) 乗務員等台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身・無帽・正面・無背景の写真
- (12) その他必要な事項

2 運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその年月日および理由を記載し、3年間保存しなければならない、

(乗務員に対する指導および監督)

第12条 管理者は、輸送の安全と荷主の利便確保のため、国土交通大臣が告示で定めた「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、誠実にその職務を遂行するよう絶えず運転者に対する適切な指導および監督をしなければならない。

2 前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき次の各号に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導および監督を行い、その記録を3年間保存しなければならない。

- (1) 死者又は負傷者(自動車損害賠償法施行令第5条第2号、第3号、第4号)が生じた事故を引き起こした運転者

(2)運転者として新たに雇い入れた者

(3)65歳以上の高齢運転者

- 4 管理者は、車掌に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第49条、第51条に規定された事項について適切な指導および監督をしなければならない。
- 5 管理者は、自動車事故報告規則第5条の規定により定められた事故防止対策に基づきバスの運行の安全確保について、従業員を指導監督する。
- 6 管理者は、国土交通大臣が認定する、それぞれの運転者に応じた適性診断を受けさせなければならない。
 - ① 死者または負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号または第4号に掲げる傷害を受けた者)が生じた事故を引き起こした者
 - ② 運転者として新たに雇い入れた者
 - ③ 高齢者(65歳以上の者)

(点呼等の実施)

第13条 管理者等は、品位と規律を保ち厳正に点呼を行わなければならない。

または、運行管理者が行う点呼は、当該営業所において点呼を行うべき総回数の3分の1以上でなければならない。

- 2 点呼は、乗務前点呼、乗務後点呼および乗務途中点呼とし、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等、目視による確認とあわせ、アルコール検知器(国土交通大臣が告示で定めるもの)を用いて「酒気帯びの有無」の確認を行わなければならない。
- 3 この規程による「酒気帯び」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/mlまたは呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かに関わらずアルコール検知器で検知された場合すべてをいう。

(業務前点呼)

第14条 管理者等は、車両の運行の業務に従事しようとする運転者に対し、次の各号により乗務前の点呼を行うものとする。

- (1) 原則として個人別に行うこと。
 - (2) 遅くとも出発の10分前までに行うこと。
 - (3) 当該運転者が所属する営業所の定められた場所で運転者との対面により行うこと。

なお、遠隔地で乗務を開始するため所属営業所において対面により実施できない場合には、電話、事業用無線機等運転者と直接対話できる手段により行うこと。
 - (4) アルコール検知器により、「酒気帯びの有無」を確認すること。
 - (5) 乗務前に行う日常点検結果の確認をすること。
 - (6) 運転者により、疾病、疲労、睡眠不足等その日の心身状況を聴取するとともに、本人の健康状態等を観察して運行の業務への従事の適否を確認すること。
 - (7) 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、その他の理由により運転に不適切であると認め、またはその旨本人から申し出があったときは、運転者の交替その他適切な処置を講じ、その者を運行の業務に従事させないこと。
 - (8) 天候、道路状況、経路および作業内容を考慮し、安全運行に必要な指示を行うこと。
 - (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、その他業務上の定められた帳票、必要な携行品の有無を確認するとともに、乗務記録の用紙を運転者に交付すること。

また、乗務前後の点呼がいずれも対面により行うことができない運行の場合には、所定事項を記入した運行指示書およびアルコール検知器を携行させること。
- 2 点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実にすること。
- ① 点呼の執行者の氏名
 - ② 運転者の氏名
 - ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号
 - ④ 点呼の日時
 - ⑤ 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
 - ⑥ 酒気帯びの有無
 - ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - ⑧ 日常点検の状況

- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

(業務後点呼)

第15条 管理者等は、運行の教務を終了した運転者に対し、次の各号により業務後の点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後速やかに行うこと。
 - (2) 当該運転者が所属する営業所の定められた場所で運転者との対面により行うこと。
なお、遠隔地で乗務が終了したため所属営業所において対面により実施できない場合には、電話等運転者と直接対話できる手段により行うこと。
 - (3) 車両、道路および運行の状況について報告を求めること。
 - (4) アルコール検知器により、「酒気帯びの有無」を確認すること。
 - (5) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
 - (6) 業務記録その他業務上定められた帳票、および携行品を提出させ、これを点検すること。
 - (7) 翌日の勤務等について指示を与えること。
- 2 点呼の結果について、次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。

- ① 点呼執行者の氏名
- ② 運転者の氏名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号
- ④ 点呼の日時
- ⑤ 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 車両、道路および運行の状況
- ⑧ 交替運転者に対する通告
- ⑨ その他必要な事項

3 前項の報告に関し、他の運転者または整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知または適切な指示をするとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

(業務途中点呼)

第16条 管理者等は、第15条第1項および第16条第1項に規定する点呼(乗務前点呼および乗務後点呼)のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者、夜間において長距離の運行を行う運転者に対して当該業務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い当該業務にかかる車両、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができないおそれの有無について報告を求め、確認を行い、運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。

- (1) 乗務途中の定められた場所で電話、業務無線等運転者と直接対話できる手段により運行を停止して行うこと。
 - (2) 携行しているアルコール検知器により、酒気帯びの有無を確認と報告を求めること。
 - (3) 車両、道路および運行の状況について報告を求めること。
 - (4) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項について注意、指示を与えること。
 - (5) 運行指示書により、これからの運行計画等の再確認(再指示)を行い、内容に変更ある場合には運転者へ確実に伝達を行うこと。
 - (6) 本人から健康状態等の異常の申し出があったときは適切な処置を講じ、状況によりその者を乗務させないこと。
- 2 点呼の結果について次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。
- ① 点呼執行者の氏名
 - ② 運転者の氏名
 - ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号

- ④ 点呼の日時
- ⑤ 点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

3 前項の報告に関し、整備管理者等に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知するとともに、特に異例ない事項については担当役員に報告するものとする。

4 点呼等の状況の記録

管理者は、点呼の状況を録音及び録画（電話その他の方法により点呼を行う場合にあっては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を90日間保存しなければならない。また、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつその記録を90日間保存しなければならない。ただし、当該状況を録画する場合はこの限りでない。点呼の状況の記録にあたっては、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- 一 点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の写真データ（以下「動画データ等」という）については、記録日が明確になるように保存すること。記録日がデータ保存画面や保存日から判別できない場合には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存すること。
- 二 動画データ等の情報の取扱いについては、あらかじめ従業員に同意を得ておくこと。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画データ等にアクセスできる者は管理者に限るものとし、閲覧のパスワードを設定しウイルス対策を実施すること。
- 三 録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という）について、正常に作動しているか確認すること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

（アルコール検知器の常時有効な保持）

第17条 管理者等は、アルコール検知器を常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）するため取扱説明書等に基づき使用、管理・保守するとともに、次により定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければならない。

（1）毎日確認すべき事項

- ① アルコール検知器に電源が確実に入ること
- ② アルコール検知器に損傷がないこと

（2）定期的（毎日または一週間に一回以上）に確認すべき事項

- ① 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
- ② 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体またはこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧したうえで、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

（行先地及び宿泊地での飲酒禁止）

第18条 行先地及び宿泊地における飲酒を禁止する。同乗運転者及びバスガイドについても同様とし、相互にチェックを行うものとする。事業用施設内での一切の飲酒を禁止する。

（運行指示書による指示および保存）

第19条 管理者は、第17条第1項に該当する乗務を行う運転者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、運行の安全確保上必要な事項について適切な指示を行い、携行させ、運転終了の日から3年間保存しなければならない。

- （1）運行の開始および終了の地点および日時
- （2）乗務員の氏名
- （3）運行の経路ならびに主な経過地における発車および到着の日時

- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点および休憩時間(休憩がある場合に限る)
 - (6) 乗務員の運転または業務の交替の地点(交替がある場合に限る)
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、運行の途中において上記第1号および第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の営業所(控)に当該変更内容を記載し、運転者に対し電話等により変更内容の適切な指示を行い、運転者が携行している運行指示書に変更内容を記載させなければならない。
- 3 管理者は、運行途中において第17条第1項に該当する乗務を行わせることとなった場合には、当該運行以後の運行についての運行指示書を作成し、運転者に対して電話等により適切な指示を行わなければならない。

(運行経路の調査)

第20条 管理者は、運行の主な経路の道路及び交通状況を事前に調査し、これに適合するバスを使用する。

(点呼記録の保存)

- 第21条 管理者は、運転者が車両の運行の業務に従事する場合は、国土交通大臣が告示で定めるデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計により車両の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録するものとする。
- 2 管理者は、運輸規則の一部改正に伴う経過措置(以下「経過措置」という。)により令和7年3月31日までの間、運転者が道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の基準に適合するアナログ式運行記録計を備えた車両の運行の業務に従事する場合は、業務前点呼の際に前条の業務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙を交付し、業務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させるものとする。
- 3 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
- 4 管理者は、運輸規則第26条により運行記録計による記録をしなければならない場合において、運行記録計により記録することができない車両を運行させてはならないものとする。
- 5 管理者は、運行記録計による電磁的記録を3年間(経過措置が適用される車両については1年間)保存しなければならない。

(過労運転防止の措置)

- 第22条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労運転防止のため定められた勤務時間および乗務時間の範囲において乗務割を作成し、これに従い乗務員を車両に乗務させること。
- なお、乗務員の健康状態の把握および勤務時間ならびに乗務時間を定める場合の基準は次のとおりとする。
- (1) 健康状態の把握とは、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。
 - (2) 乗務員の勤務時間および乗務時間を定める場合の具体的基準は、国土交通省大臣告示(平成13年12月3日告示第1675号)に基づきバスに乗務させる。
- 2 管理者は、前項の規定により乗務割を作成する場合には、同一の運転者に対し必ず就業規則に定める休日を与えるようにすること。
- 3 管理者は、長距離運転または夜間運行等の場合であって疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがある時は、あらかじめ交替する運転者を配置しなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定により交替運転者を配置したときは、運転者に対し運転を交替する場所または時間を具体的に指示するものとする。
- 5 交替運転者の配置に関する規定は別に定める。
- 6 管理者は、乗務員に対し会社の定める運行途中における休憩、睡眠等の場所およびそれぞれの時間を指示するものとする。

(休憩施設等)

第23条 管理者は、乗務員が休憩または睡眠のために利用することができる施設を適切に管理しなければならない。

(業務記録)

第24条 管理者は、業務前点呼の際に乗務する運転者に対し乗務の記録用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- (1) 運転者の氏名
 - (2) 運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号
 - (3) 業務の開始および終了の地点ならびにそれらの日時、主な経過地点および乗務した距離
 - (4) 業務を交替した場合は、その地点および日時
 - (5) 休憩又は仮眠した場合はその地点および休憩時間
 - (6) 睡眠の宿泊先の名称および住所
 - (7) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故、または著しい運行の遅延、その他異常な状態が発生した場合にあっては、その概要および原因
 - (8) その他、旅客が乗車した区間等の記録するよう指示された事項
- 2 管理者は、業務記録の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。
- 3 管理者は、業務記録を運転者ごとに記録させ3年間保存しなければならない。

(運行記録計による記録)

第25条 管理者は、運転者が車両の運行の業務に従事する場合は、国土交通大臣が告示で定めるデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計により車両の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録するものとする。

- 2 管理者は、運輸規則の一部改正に伴う経過措置(以下「経過措置」という。)により令和7年3月31日までの間、運転者が道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の基準に適合するアナログ式運行記録計を備えた車両の運行の業務に従事する場合は、業務前点呼の際に前条の業務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙を交付し、業務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させるものとする。
- 3 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
- 4 管理者は、運輸規則第26条により運行記録計による記録をしなければならない場合において、運行記録計により記録することができない車両を運行させてはならないものとする。
- 5 管理者は、運行記録計による電磁的記録を3年間(経過措置が適用される車両については1年間)保存しなければならない。

(事故発生時の措置についての乗務員の指導教育)

第26条 管理者は、乗務員に対し車両の運行中、万一事故が発生した場合に措置すべき次の事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
- (3) 警察官に報告し指示を受けること。
- (4) 管理者に緊急連絡し指示を受けること。
- (5) 前各号の措置に関する具体的な事項は別に定める。

(事故発生時の措置)

第27条 管理者は、バスの運行中に事故が発生した場合は、次の各号に従い迅速かつ適正に措置するものとする。

- (1) 人身事故が発生した場合の処置
 - ア、直ちに事故の続発の防止、負傷者の応急措置を講ずるよう指示すること。
 - イ、死者、重傷者のある時は家族に対し即時の通知報告をする。
 - ウ、遺留品の保管
 - エ、死傷者の保護
 - オ、警察署への連絡

(2) 事故による運行中止時の当該バスの乗客に対する処置

- ア、旅客の運送の継続
- イ、旅客の出発地までの送迎
- ウ、旅客の保護

(3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。

(事故報告資料の整備等)

第28条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故(軽微な事故を含む)については、その内容、原因等を記録しておくとともにカラー写真等の資料を整備しておくこと。
- (2) 次に掲げる事故にあつては、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を4通((控含む)作成し、事故が発生した日から30日以内に当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に3通提出すること。なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出すること。
- (3) 事故発生時は必ず内容を検討し、重大事故に該当する場合は24時間以内に運輸局に直接速報すること。
- (4) 道路、交通、事故等に関する情報(ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他)を整理し、速やかに事故防止対策を樹立して、これにより運行の安全確保を図るよう乗務員を指導監督すること。

(事故の記録)

第29条 管理者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、第一当事者または第二当事者に関係なく、当該事故発生後30日以内に次の各号に掲げる事項を記録し、その記録を当該者車両の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者(乗務員を除く。)の氏名
- (6) 事故の概要(損害の程度を含む。)
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

(非常信号用具等)

第30条 管理者は、バスに赤色旗、赤色合図灯の非常用信号用具ならびに消火器を備え付ける。

2 管理者は、前項の備付品の検査を定期的に行わせて性能を確保する。

3 管理者は、非常時に備えて乗務員等に対して定期的に、消火訓練及び避難誘導訓練を実施する。

4 事業者は、バスが踏切警手の配置されていない踏切を通過する場合は当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の非常用信号用具。

(車両の清潔保持)

第31条 管理者は、バス車両を常に清潔に保持するよう指導監督し、定期的に車両清掃状況を検分する。

(天災、異常気象時等の措置)

第32条 管理者は、転載、異常気象時等においては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 安全運行の確保に支障が生ずる恐れのある場合に対処するため、措置要領を定め乗務員に対し周知徹底すること。
- (2) 常に気象状況に留意し、状況により運行の継続、待機、中止等の措置を講ずること。
- (3) 運行中の車両と緊急連絡のできる体制を整備すること。

(天災、異常気象時の措置要領)

第33条 ラジオ、テレビ等の情報に常に注意し、運行の安全が確保できないと思われる場合、またはそのおそれがある場合は運行の中止、退避等の措置を講ずるものとする。

(天災、異常気象対策)

第34条 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくものとする。

2 降雨、降雪、凍結時等の具体的対策を定め、運転者・管理者相互の連絡方法を確立して運転者に徹底しておくものとする。

(研 修)

第35条 管理者は、その職務の遂行上に必要な知識および実務について、運輸支局長の行う研修を受けなければならない。

2 管理者等は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならない。

- ① 車両の運転に関すること。
- ② 車両の構造・装置および取扱い等に関すること。
- ③ 運転者の健康管理に関すること。
- ④ 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
- ⑤ 道路構造に関すること。
- ⑥ 運行計画作成の知識、技能に関すること。
- ⑦ 気象情報に関すること。
- ⑧ 備付品の取扱いに関すること。
- ⑨ 運転者の運転適性診断に関すること。
- ⑩ 道路交通関係法規に冠すること。
- ⑪ 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- ⑫ その他必要な知識。(関係法令等)

(車掌の乗務)

第36条 管理者は、車掌を乗務させなければならないバスの運行には、車掌を乗務させる。

(シートベルトの着用等)

第37条 管理者は、乗務員に対して道路交通法の規定に基づくシートベルトの着用を義務付け、装着の確認の上、乗務させる。

- 2 管理者は、乗務員に対して乗客がシートベルトを確実に装着させて運転するよう指導する。
- 3 管理者は、乗務員に対して乗客がシートベルトを常に着用しやすい状態にあるよう指導する。

附則 (実施の期日)

1. 本規程は、	平成 20年 11月 10日	制定する。
1. 本規程は、	平成 21年 1月 1日	改定実施する。
1. 本規程は、	平成 27年 6月 1日	改定実施する。
1. 本規程は、	令和 6年 1月 1日	改定実施する。
1. 本規程は、	令和 6年 4月 1日	改定実施する。